



平成 22 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 田 中 邦 明  
(東証第一部 コード番号：4 3 1 2)  
問 い 合 わ せ 先 常務取締役 高 橋 宏  
電 話 番 号 0 3 - 5 2 9 7 - 3 0 6 6

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 30 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月下旬に開催予定の第 25 回定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 4 年とし、当該選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確化するため、現行定款第 31 条（監査役の任期）に所要の変更を行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (記載省略) (12) (新 設) (13) ~ (記載省略)	(目的) 第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (現行どおり) (12) (13)医療機器の製造、販売、修理、コンサルティング業務 (14) ~ (現行どおり)

## NEWS RELEASE

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(14)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 (記載省略)</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(15)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

## 3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 22 年 6 月下旬

定款変更の効力発生日

平成 22 年 6 月下旬

以 上